

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱

平成23年4月1日訓令第5号

改正

平成26年4月1日訓令第10号

平成29年3月10日訓令第2号

平成31年3月27日訓令第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民の自然との共生や環境負荷の軽減に対する意識醸成を育み、本村が環境保全の村として発展するため、住宅用新エネルギー設備（以下「設備」という。）を新規に設置する者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の名称)

第2条 前条に定める補助金は、「川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金」（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象設備及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる設備（以下「交付対象設備」という。）及び補助金額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、交付対象設備を村内の住宅に設置し、その住宅に自ら居住又は居住しようとする者（当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 交付対象設備を設置しようとする住宅の位置図

- (2) 交付対象設備を設置しようとする場所の工事着工前の写真
- (3) 交付対象設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書
- (4) 交付対象設備の出力値等を示す仕様書類又は設計書
- (5) 前3号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付を決定した際は、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金申請事項の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金変更（廃止）承認申請書（第3号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき
- (2) 当該事業を廃止しようとするとき

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、川内村住宅用新エネルギー設備等設置費補助金変更（廃止）承認通知書（第4号様式）により、事業者に通知するものとする。

(工事着工届の提出)

第8条 事業者は、交付決定通知書に記載された日付から起算して2か月以内に川内村住宅用新エネルギー設備設置工事着工届（第5号様式）に工事の着工確認として、「工事請負契約書」（又は「売買契約書」等）の写しを添付して村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業者は、当該事業が完了した日から14日以内、又は当該年度3月末日のいずれか早い日までに、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 設備設置の状況を確認することができる完成写真
- (2) 設備設置に要した費用の内訳が記載された領収書の写し

- (3) 単線結線図
- (4) しゅん工検査の試験記録表等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
(補助金の交付確定及び請求)

第10条 村長は、前条の実績報告書を受理したときは速やかにその内容を審査し、報告の内容が補助金交付の条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付確定通知書(第7号様式)により事業者へ通知するものとする。

2 事業者は、確定通知書を受理したときは速やかに川内村に住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付請求書(第8号様式)を村長へ提出しなければならない。

3 村長は、前項の請求書を受理したときは速やかに補助金を交付するものとする。
(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 村長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付額の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金返還命令書(第9号様式)により補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他の書類の内容に虚偽の記載があったとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 第9条の規定による実績報告がないとき
(協力)

第12条 村長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて発電量や使用状況等に関するデータの提供及びその他の協力を求めることができる。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(川内村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

川内村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年4月1日制定)は廃止

する。

附 則（平成26年4月1日訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日訓令第 号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象設備	設備設置等の基準	補助金額
太陽光発電システム	<p>(1) 住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連系したものであること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたものであること。</p> <p>(3) 太陽電池の最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池のモジュールの公称最大出力。)の合計値(kW表示とし、小数点以下2桁未満は四捨五入)とする。)が10kW未満のものであること。</p> <p>(4) 未使用品であること。</p> <p>(5) 電力会社と電力受給契約を締結すること。</p> <p>(6) この要綱による補助金の交付を既に受けている者に対しては、再び補助金を交付しないものとする。</p>	<p>補助金額は、25,000円に補助対象システムの最大出力(単位はkWで表示するものとし、小数点位下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が5kWを超えるシステムについては5kWとする。)を乗じて得た額とし、補助は最大5kW(補助額125,000円)までとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>